

衛生センター整備事業に係る経過報告について

市民環境部

本市のし尿処理施設である君津市衛生センターは、昭和48年の供用開始から45年以上が経過し、一般的な耐用年数である30年を超えており、維持補修や運転管理に多額の経費を要している。

このため、新たな施設整備に向け、平成27年度に実施した基礎調査以降検討を進め、平成31年3月に「し尿処理施設整備基本計画」を策定した。

令和元年度は、当該基本計画に基づき、有識者等で構成される審査会の意見を踏まえ、施設整備事業者の選定を行う。

1 基本計画における施設整備の概要

(1) 基本方針

国の循環型社会形成推進交付金を活用し、循環型社会システムの構築に配慮した「汚泥再生処理センター」として整備する。

(2) 処理能力

60kℓ/日（し尿：5kℓ/日、浄化槽汚泥：54kℓ/日、農業集落排水施設汚泥等：1kℓ/日）

(3) 処理方式

ア 水処理：生物学的脱窒素処理方式+高度処理方式

イ 資源化：助燃材化

(4) 供用開始年度

令和4年度

(5) 整備予定地

君津市戸崎 2650-1（現施設の敷地内）

2 発注方式等

(1) 発注方式

汚泥再生処理センターは、プラントメーカーの特許、ノウハウ等に基づく特殊な技術の集合体であるため、設計及び施工の分離発注を行った場合、設計から特定メーカーの協力が必要であり、実質的な建設事業者の選定につながることや、施設の処理性能が不十分であった場合、責任の所在が不明確となるなどの課題が生ずる恐れがある。

このため、事業者選定の公正性・公平性の確保や、設計及び施工に起因する瑕疵についての責任の所在を一本化するという観点も踏まえ、施設の性能がより確実に担保

される方式として、環境省が推奨し、現在は一般的な発注方式となっている「設計・施工一括発注方式（D B方式）」を採用する。

なお、本事業と同種の事業について、分離発注を行った事例については確認できていない。

(2) 契約締結方式

汚泥再生処理センターは、プラントメーカー毎の処理方式や技術力が新施設の完成度や運営に大きく影響することから、建設費のほか、維持管理費、品質管理など、多様な要素を考慮し、事業者を選定する必要がある。

また、同施設は一般的な公共施設とは異なり、特殊な技術の集合体であるため、プラントメーカーの受注が一般的となっている。

こうしたことから、建設費以外の要素も含め総合的に優れた事業者を選定できる「総合評価落札方式」による一般競争入札を採用することとし、これにより、プラントメーカーの技術力が最大限発揮された提案を、維持管理費や地元事業者の活用度合い等、建設費以外の項目も含めて評価のうえ、本市にとって最適な事業者を選定する。

(3) 運営管理体制

民間事業者への委託管理とする。

3 概算工事費

(1) 総事業費

約 37 億 6 千万円

(2) 交付対象事業費

約 23 億 1 千万円

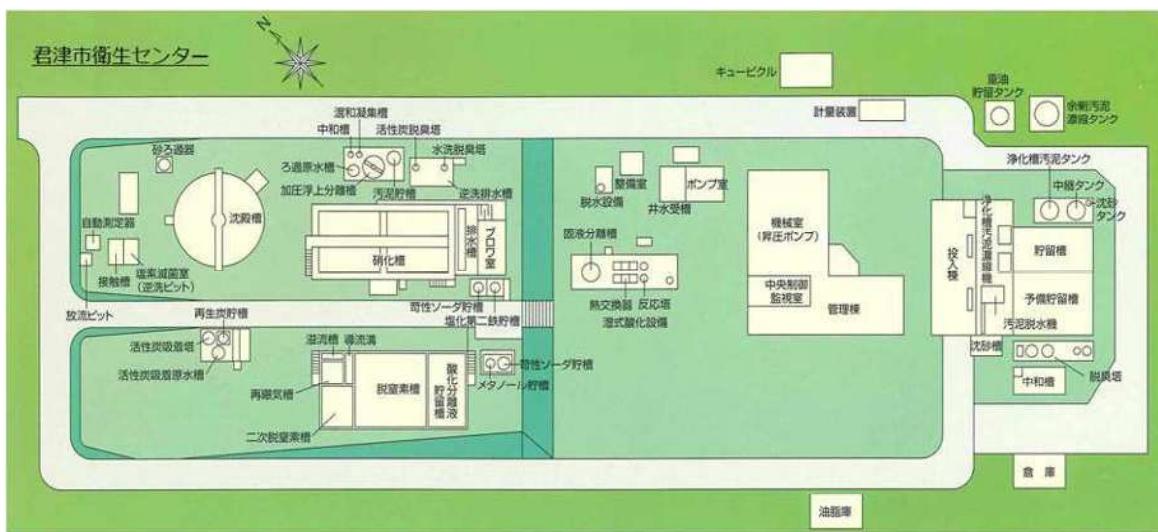
(3) 循環型社会形成推進交付金

約 7 億 7 千万円（交付対象事業費 1/3）

4 今後の予定

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ・令和元年 7月頃 | 入札公告 |
| ・令和元年 8月頃 | 参加資格審査 |
| ・令和元年 11月頃 | 技術提案書の提出 |
| ・令和元年 12月頃～
令和2年 2月頃 | 技術提案書の審査 |
| ・令和2年 2月頃 | 入札 |
| ・令和2年 3月頃 | 最優秀事業者の決定 |

【現施設の配置】



【新施設の配置イメージ】

